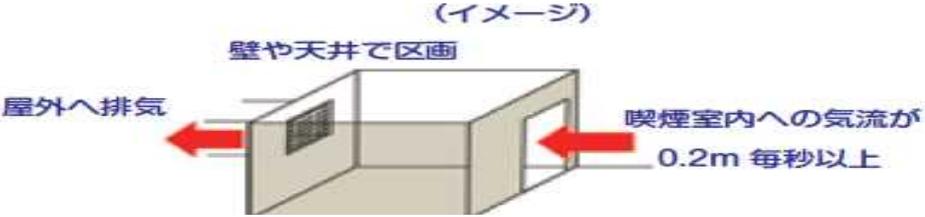


# ①「喫煙専用室」・②「指定たばこ専用喫煙室」について

## 【注意】

- (1) 喫煙が禁止された場所に灰皿等の喫煙器具等を設置禁止
- (2) 喫煙ができる場所に20歳未満の方の立入り禁止(お店の従業員も含む)
- (3) 喫煙室を設置した場合は、お店の出入口 及び「各種喫煙室」の出入口に標識を掲示
- (4) 違反時には、指導・命令・罰則等が適用されることがある

	①「喫煙専用室」を設置した場合		②「指定たばこ専用喫煙室」を設置した場合	
掲示場所	お店の主な出入口	喫煙場所の出入口	お店の主な出入口	喫煙場所の出入口
標識例	 <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。</small></p>
掲示する内容	店内に「喫煙専用室」が設置されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙できる場所であること</li> <li>・20歳未満の方は立入り禁止であること</li> </ul>	店内に「指定たばこ専用喫煙室」が設置されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙できる場所であること</li> <li>・20歳未満の方は立入り禁止であること</li> </ul>
注意	<p>「喫煙室」を設置するためには、原則として、下記の3つの技術的基準を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや看板等で、お店の広告・宣伝を行うときは、「喫煙可能室」を設置していることを明示すること。</li> <li>■ 3つの技術的基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。</li> <li>イ. 壁や天井によって区画されている。</li> <li>ウ. たばこの煙が、換気扇等により屋外に排気されている。</li> </ul> </li> </ul>			
	<p>(イメージ)</p>  <p>壁や天井で区画</p> <p>屋外へ排気</p> <p>喫煙室内への気流が 0.2m 毎秒以上</p>			